

賤人不稱苗字

〔源平盛衰記 三十四〕東國兵馬汰并佐々木賜生睦附象王太子事

高綱略

○中馬ナシトテ留ベキ事ニモ非ズ、如何セント案ズル程ニ、抑是ハ君ノ御大事也、後ノ御勘

當ハ左右モアレ、盜テ乗ント思テ、御厩小平ニ心ヲ入略○下

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年五月十五日、京都飛脚下著、申云略○中關東分宣旨御使、今日同到著云々、仍

相尋之處、自葛西谷山里殿邊召出之、稱押押一作狎松丸季康所從云○下略

〔貞丈雜記 役名〕古も中間は、苗氏をなのらざりし也、武雜書札に、天文二年七月六日の首注文を

記したるに、中間彦六と有て、苗氏なし、其外侍には、苗氏を書たり、

○按ズルニ、上古ニ於テハ、東大寺奴婢籍帳ニ、奴人足、又ハ婢飯虫、咩ト見エタル如ク、賤民ハ姓

氏ヲ稱セザリシナリ、而シテ中古ノ書ニ、卑賤ノ者ノ名ノミ舉ゲテ、苗氏ヲ記セザル者往々ア

リ、苗氏アレドモ、録セザルカ、又ハ素ヨリ是ナカリシカ詳ナラズ、

〔皇都午睡 三編上〕江戸にて、略○中御公儀へ差上る諸書付人別帳にも、何町何兵衛支配借屋何屋何

兵衛など、上方の如く家號をしるさず、唯何丁何兵衛店何兵衛と計りにて、筆數のすくなきを

是とす、苗字を唱ふる町人も多くあれど、公儀へは通らず、よく、由緒ある家ならでは、苗字を

呼ことなし、夫故家名やら、苗字やら、通名やらわからぬ面白き呼名ま、あり、上方の料理屋の通

名の如し、必竟は上へ通らぬことゆゑ、出たらめの付次第なるべし、

〔南留別志一〕田中大石、田口、三枝、山邊、巨勢、服部、石川、滋野などの類、苗字なれ共、姓なるべし、内藤齋

藤の類もあるなれば、別に姓を求むるは、僻事なるべし、

〔吉田藩社寺舊記〕法花津浦分伊豫國○東宇和郡

一山王權現宮一社略○中

奉棟上一字金輪聖王天長地久御願圓滿略○中

以姓爲苗字